

本宮市はひとり親家庭を応援します!!



自立支援のための教育訓練経費を助成します

ひとり親家庭の経済的な自立を図るために、対象講座を受講し修了した場合、支給要件を満たせばその経費の20%が支給されます。

- 対象者** 本宮市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で次の要件を全て満たす方
 - ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であること
 - ②対象講座を受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格が無いこと
 - ③教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
 - ④過去に訓練給付金を受給していないこと

- 対象講座**
 - ①雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - ②それ以外で厚生労働大臣または市長が認めるもの

- 支給額** 対象講座を受講のために支払った費用の20%(4,001円以上で、100,000円を上限とする)

※制度利用の際は、事前相談が必要です。下記担当までお問い合わせください。

◆**問い合わせ先** 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111(内線137)

高等技能訓練経費を助成します

ひとり親家庭で、就職する際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、2年以上養成訓練機関に通う場合、支給要件を満たせば、高等技能訓練促進費(以下「訓練促進費」)や入学支援一時金(以下「一時金」)を支給します。

- 対象者** 本宮市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で次の要件を全て満たす方
 - ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であること
 - ②養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
 - ③仕事または育児と修業の両立が困難と認められること
 - ④過去に高等技能訓練促進費等を受給していないこと

- 支給額**
 - ・訓練促進費(月額)

市民税非課税世帯で平成24年度に入学された方	100,000円
市民税課税世帯の方	70,500円
 - ・一時金

市民税非課税世帯の方	50,000円
市民税課税世帯の方	25,000円

- 必要書類**
 - ①高等技能訓練促進費等支給申請書(様式第1号)(窓口にあります。)
 - ②申請者および扶養している児童の戸籍謄本(または戸籍抄本及び世帯全員の住民票)
 - ③児童扶養手当証書(または当該年度の所得証明書)
 - ④市民税非課税証明書(非課税世帯の方のみ)
 - ⑤修業している養成機関の長が発行する入校(入所)証明書
 - ⑥印鑑

- 申請の時期**
 - ・訓練促進費…修業を開始した日以降になります。
 - ・一時金…修了日以降で、修了日から起算して30日以内になります。

※養成機関における教育課程を修業することにより経済的な自立が図られるよう、申請前の事前相談を実施しています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

◆**問い合わせ先** 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111(内線137)

山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜・たけのこのシーズンです。福島県では、山菜・たけのこ15品目の放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、食品中の基準値を超える放射性セシウムが含まれる山菜・たけのこが確認されたため、複数の市町村および品目において、出荷が制限されています。出荷制限などの状況については、県のホームページなどでご確認ください。

今年度も、山菜・たけのこについて、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施し、その結果をお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

自家消費用の山菜・たけのこについては、本宮市放射能除染・モニタリングセンターで放射性物質の検査を行っていますので、お問い合わせください。*本宮市産で採取・出荷等を差し控えるよう県から要請されている食品(4月9日現在)は次のとおりです。

- <出荷制限>たけのこ、原木しいたけ(露地)、野生きのこ、大豆(旧和木沢村(白沢村))
- <採捕・出荷制限>イワナ(本県内の阿武隈川産(支流を含む。))、ウナギ(本県内の阿武隈川産(支流を含む。))
- <収穫>ユズ(旧白沢村の区域に限る)



- ◆**問い合わせ先** 福島県県北農林事務所森林林業部林業課 ☎024-535-0323
- 本宮市産業部農政課 ☎33-1111(内線156)
- 本宮市白沢総合支所産業建設課 ☎44-2115
- 本宮市放射能除染・モニタリングセンター ☎63-2682

本宮市線量低減化活動支援事業をご活用ください

市では、放射線量の低減を図るため、町内会や行政区などが自主的に側溝の清掃や草刈りなどに取り組んで頂く活動を支援します。詳しくは放射能除染モニタリングセンターにお問い合わせください。

- 実施主体** 町内会や行政区などの地域住民団体
- 補助金交付申請期限** 11月29日(金)まで(線量低減化の作業は12月末まで)
- 対象経費**
 - 1)消耗品費(カップ、ゴーグル、長靴、事務用品など)
 - 2)燃料費(ガソリン代など)
 - 3)印刷費(コピー代、写真代など)
 - 4)保険料(参加者の損害保険料など)
 - 5)委託料(高所作業(車)等委託料など)
 - 6)使用賃借料(車両の借上料など)
 - 7)食糧費
 - 8)備品購入費(10万円を超える物は新規団体のみ)



- 補助限度額**

構成員が100名～	限度額20万円
〃 50名～100名	限度額15万円
〃 ～50名	限度額10万円

◆**問い合わせ先** 放射能除染・モニタリングセンター ☎63-2682

児童虐待を防止しましょう ～気づくのはあなたと地域の心～

地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもたちを虐待から救えます。「おや?」と気になることがありましたら迷わず連絡してください。

全国共通ダイヤル0570-064-000 (24時間、児童相談所につながります。)

◆**問い合わせ先** 子ども福祉課(本宮市家庭児童相談員) ☎33-1111(内線135・136)